

平成 30 年度第 2 回 鹿児島労働局公共調達監視委員会の議事概要

日 時：平成 30 年 11 月 29 日（木）14 時 00 分～16 時 00 分

場 所：鹿児島合同庁舎第 2 会議室

出席委員：采女 博文（鹿児島大学名誉教授）

大脇 通孝（弁護士）

森 征一郎（税理士）

1 開会

2 委員長の選出

委員の互選により、采女博文委員が委員長に選出された。

3 審査

事務局から、今回の審議案件は平成 30 年 4 月から 6 月までに契約が締結された「物品・役務等の競争入札によるもの」が 18 件、「物品・役務等の随意契約によるもの」が 19 件、「公共工事の競争入札・随意契約によるもの」の対象案件はないことを説明し、先日 11 月 6 日に開催した公共調達審査会の審議において、全ての案件について承認されたことが報告された。

(1) 物品・役務等の競争入札案件の整理番号No.1～No.18 について、事務局の会計第一係長が、公共調達委員会審査調書等により説明した。

説明終了後に委員からなされた質問、意見及びそれらに対する事務局の回答は以下のとおりであった。

No.2 「ゼロックス製電子複写機・複合機の保守点検業務委託」について

No.3 「リコー製電子複写機・複合機の保守点検業務」について

(委員) No.2 とNo.3 は共に落札率が 9 割を超えている。ランニングコストを考慮し、予定価格をもう少し低く設定したらどうか。

(回答) 人件費の高騰なども考慮し、適切に予定価格を設定していると考えます。

(委員) 数年にわたる保守点検込みの契約にはできないのか。

(回答) 単年度契約のためできない。

No.4 「鹿児島労働局管内 11 官署の空調設備保守点検業務」について

(委員) 落札者は熊本の業者だが、履行は大丈夫か。再委託に出す例も多いが、認められるのか。

(回答) 熊本の業者だが鹿児島に支店がある。再委託については全部を一括して委託す

ることは認めていない。

No.5 「鹿児島労働局管下 14 官署における清掃管理業務委託」について

(委員) 落札者の契約金額が開札金額より高いのはなぜか。

(回答) 開札金額の表示は税抜きのためである。

(委員) 開札結果一覧を見ると、順位が付いていない業者もある。最低価格より高いと対応しないということか。

(回答) 開札結果一覧にある業者はすべて入札に参加し、対応している。順位が付いていない業者は予定価格を超えた業者である。

以上の意見を経て、物品・役務等の競争入札案件のNo.1～5は適正と判断された。

No.7 「高齢者スキルアップ・就職促進事業委託」について

(委員) 総合評価落札方式だが、なぜ、その方式になったのか。

(回答) 委託事業の多くは本省指示により総合評価落札方式を採っている。

(委員) 雇用促進という観点から考えると、落札者は鹿児島県内の方が望ましいと考えるがいかがか。

(回答) 落札者は本社は東京だが、鹿児島県内に支社がある業者である。

No.8 「訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業」について

(委員) 総合評価落札方式の考え方について、開札結果一覧表にある点数の付け方などについて簡単に教えてほしい。

(回答) 技術審査委員会は担当課において開催しており、詳細はわからない。技術点はいくつかの審査項目があり、うち一つでも0点があるとすべてが0点となり、不合格となる。

(委員) 入札金額だけで落札者が決定しない総合評価落札方式の流れ、考え方について、次回も同様の案件があれば簡単に説明できるようにしておいてほしい。

(回答) 了解した。

No.9 「介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業」について

(委員) 落札者は東京の業者だが、不落だった業者はどこの業者か。

(回答) 福岡県の業者である。

(委員) 県外の業者だと、鹿児島県内に支店があるといっても、社員を1人置くだけというケースも多い。この落札者はどうか。

(回答) 落札者は鹿児島支部があり、その支部に6, 7人のスタッフがおり、契約の履行は何ら問題ないとする。

以上の意見を経て、物品・役務等の競争入札案件のNo.6～No.10は適正と判断された。

No.11 「地域若者サポートステーション事業」について

(委員) 1社入札で、落札率が99.0%とかなり高い。総合評価の考え方や予定価格を知っているのではないかと疑いたくなる率である。

(回答) 予定価格の積算は本省が行っており、本省の積算精度が高いのが落札率が高い要因と考えるが、当然ながら予定価格は知らない。

落札者とは平成28年度以降契約しているが、以前は他のNPO法人が受けていたという経緯がある。事業の困難性が高く、中々応札に参加しないという側面もある。

(委員) 落札者は他県でも委託を受けているのか。

(回答) 鹿児島以外では十数か所ある。

No.13 「徳之島合同庁舎清掃業務委託」について

(委員) 開札結果一覧表を見ると、初回金額がなく、再度金額に金額が入っているが、1者応札のため入札不落のあと、話し合いにより契約金額を決めたのか。

(回答) そうではなく、1回目の入札で内訳書の添付がなく無効となり、再入札で契約に至ったためである。

(委員) 島外である奄美市の業者だが、徳之島にも人が常駐しているのか。

(回答) はい。

No.14 「鹿児島労働局管内11官署における機械警備業務委託」について

(委員) 落札率がかなり低いが、契約期間が長いのか。また、次回の予定価格はどのように積算するのか。

(回答) 契約期間は1年間である。次回の予定価格は、今回の入札価格をもとにすることが考えられ、今回より下がると思う。

以上の意見を経て、物品・役務等の競争入札案件のNo.11～No.14は適正と判断された。

No.15 「鹿児島労働局リサイクルPPC用紙購入」について

No.16 「鹿児島労働局主要消耗品（文具類）」について

(委員) 応札者数、電子入札者数、落札率から見ても、うまく競争がなされている。

No.18 「一般定期健康診断及びVD T作業従事職員特殊健診業務委託」について

(委員) 大脇委員は利害関係者のため審議から外れる。

以上の意見を経て、物品・役務等の競争入札案件のNo.15～No.17は適正と判断された。

なお、No.18は大脇委員が利害関係者のため審議に参加せず、采女委員と森委員が審議し、適正と判断された。

(2) 物品・役務等の随意契約案件の整理番号No.9～No.17について、事務局の会計第二係長が、公共調達委員会審査調書等により説明した。

説明終了後に委員からなされた質問、意見及びそれらに対する事務局の回答は以下のとおりであった。

No.10「鹿屋公共職業安定所庁舎賃室料及び共益費」について

(委員) 随契だが、予定価格より契約金額が低くなっているのはなぜか。毎年安くなるのは建物の減価償却

(回答) 予定価格積算後に、鹿屋市と建物管理業者との委託契約額の変更があり、連動して予定価格よりも契約金額が少なくなった。

以上の意見を経て、物品・役務等の随意契約案件のNo.9～No.13は適正と判断された。

No.16「西千石庁舎増床部分賃室料及び共益費」について

(委員) 前年度と契約者が違うのに、契約金額が前年度と同じなのはなぜか。

(回答) 建物所有の法人名が変更になっており、事実上は同じ業者である。

以上の意見を経て、物品・役務等の随意契約案件のNo.14～No.17は適正と判断された。

(3) 物品・役務等の随意契約案件の整理番号No.1～No.8、No.18及びNo.19について、事務局の会計第一係長が、公共調達委員会審査調書等により説明した。

説明終了後に委員からなされた質問、意見及びそれらに対する事務局の回答は以下のとおりであった。

No.2～8「障害者就業・生活支援センター事業委託」について

(委員) 契約業者への監査は行っているのか。

(回答) 労働局として毎年実施している。会計検査院も監査することがある。

(委員) 予定価格はどのようにして決めるのか。

(回答) 本省から上限額が示され、昨年度の契約や目標の変動などを考慮し、予定価格を決める。

(委員) 随意契約だが、契約金額が2, 3千万円という契約であり、落札率100%で問題ないかという意識は持つべきである。

以上の意見を経て、物品・役務等の随意契約案件のNo.1～No.5は適正と判断された。

特段の意見はなく、物品・役務等の随意契約案件のNo.1～No.8、No.18及びNo.19は適正と判断された。

4 案件の承認

全ての案件について、委員からの異議はなく、適正と承認された。

5 次回公共調達監視委員会の開催

平成30年度第3回目の公共調達監視委員会については、平成31年2月頃の開催とし、

各委員の日程調整を行ったうえで決定することとした。

6 閉会